

(財)財務会計基準機構会員



平成 21 年 4 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 パ レ モ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 本 敏 幸
(J A S D A Q ・ コード : 2 7 7 8)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 理 管 理 部 長 永 井 隆 司
電 話 番 号 (0 5 8 7) 2 4 - 9 7 7 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 2 日開催の取締役会において、平成 21 年 5 月 14 日開催予定の第 24 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされています。そのため、現行定款第 7 条（株券の発行）および第 8 条第 2 項（単元未満株券の不発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、その他条数の繰上げおよび条文の形式的な整備等を行なうものであります。これに加え、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、その株式に係わる株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 1.当社の単元株式数は、100株とする。 2.当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 1.当社は株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3.当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ。)新株予約原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p><u>第10条</u> 、 (条文省略)</p> <p><u>第39条</u> (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> 1.当社は株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3.当社の株主名簿および新株予約原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p><u>第9条</u> 、 (現行通り)</p> <p><u>第38条</u> 附則</p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成21年5月14日(木曜日)

定款変更のための効力発生予定日

平成21年5月14日(木曜日)

以上